

■沿道まちづくりにおける緑化の促進

1. 望ましい緑化の考え方

■沿道部の緑化

壁面後退部分や垣・さく等の緑化が考えられます。



壁面後退部とフェンスの緑化(1)



壁面後退部とフェンスの緑化(2)



壁面後退部の緑化(1)



壁面後退部の緑化(2)



緑とうるおいあるまちなみの事例

■敷地周りの緑化

壁面後退部分や垣・さく等の緑化が考えられます。

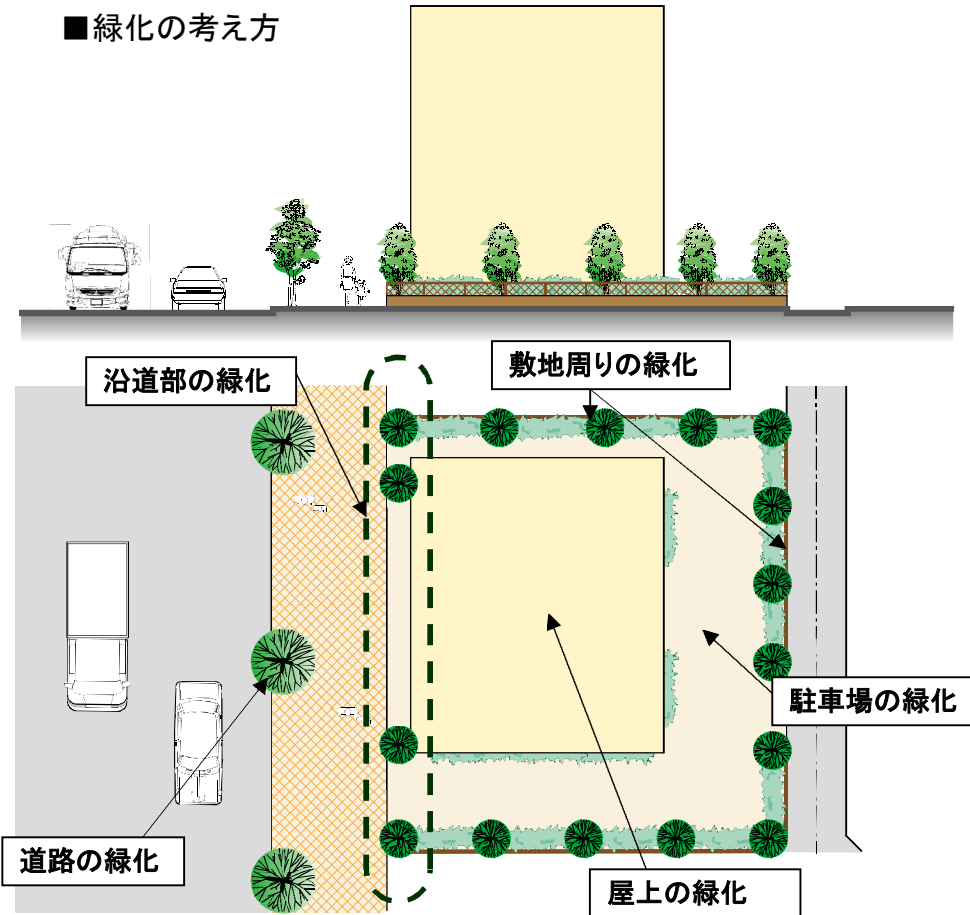


路地側の緑化(1)



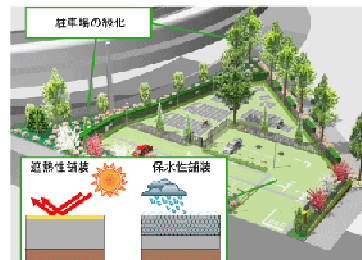
路地側の緑化(2)

■緑化の考え方



■駐車場の緑化

外周部だけでなく、路面の緑化も考えられます。



駐車場緑化の先進事例



路面部分の緑化



駐車場の外周緑化

2. 緑化のルールについて

★沿道の敷地内緑化について

1. 緑化の義務づけをするか？

2. 義務づけをする場合、その対象は？

[1]全ての敷地とするか、または一定規模以上の敷地とするか？

[2]全ての建物とするか、または用途(店舗・事業所、集合住宅など)によって区別するか？

[3]区域内全ての敷地とするか、またはエリアごと(新青梅街道に面する敷地、後背地など)によって区別するか？

3. 敷地のどこを緑化するか？

(壁面後退部、敷地周り、駐車場、屋上など)

★新青梅街道(環境施設帯)の緑化について(都への要望)

- ・街路樹等の種類、植え方など
- ・主要な交差点におけるまちかど緑化 ほか

◆参考◆ 関連する緑化の基準について

【武蔵村山市まちづくり条例に基づく開発事業の緑化基準】

- ・対象事業：500㎡以上の宅地開発等
- ・緑化面積：開発事業区域面積の6%以上の緑化
- ・緑化方法：樹木や生垣による緑化

【東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づく緑化基準】

- ・対象事業：1,000㎡以上の敷地に建築物を建築するもの
- ・緑化面積：敷地面積から建築面積を除いた面積の20%
- ・緑化方法：樹木や生垣による緑化

■道路緑化

地域にふさわしい街路樹等の緑化が望まれます。



統一感のある街路樹



花木の街路樹の例

■屋上緑化

芝生、緑地広場、農園などが考えられます。



緑地広場の例



農園利用の例